

奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院選定基準

奈良県知事（以下「知事」という。）は、「奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院指定要領」（以下「指定要領」という。）第2条の規定に基づき、奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院の選定基準を定める。

1. 奈良県アレルギー疾患診療科別支援病院の選定基準

内科、小児科、皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科領域を有する病院のうち、当該診療科が以下の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1）診療体制等

別表に掲げる共通項目及び診療科別項目を満たしていること。

（2）その他

奈良県アレルギー疾患医療連絡協議会において、支援病院に指定することが望ましいとの意見を付されていること。

2. その他

この選定基準は、令和元年12月1日から適用する。